

教育情報セキュリティ基本方針

1. 0 版

松 山 市 教 育 委 員 会

■新規発行／改定記録

発行／改定年月日	版数	文書の新規発行／改定内容	備考
平成 28 年 11 月 29 日		制定	
改定 令和 3 年 3 月 29 日	1.0	「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定（令和元年 12 月版）に伴う全部改定	施行 令和 3 年 6 月 1 日

目 次

1	目的.....	1
2	定義.....	1
3	教職員等の遵守義務	2
4	情報セキュリティ管理体制	2
5	対象とする脅威.....	2
6	情報セキュリティ対策.....	2
7	教育情報セキュリティ監査の実施	3
8	教育情報セキュリティポリシーの見直し	3
9	教育情報セキュリティ対策基準の策定	3
1 0	教育情報セキュリティ実施手順の策定	3
1 1	本基本方針の制定等	4

教育情報セキュリティ基本方針

1 目的

本基本方針は、松山市教育委員会、松山市立小中学校及び共同調理場（以下「本市小中学校等」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市小中学校等が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

そこで、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するために、情報セキュリティ対策の見直し・整備を行い、情報化に対応する教育情報セキュリティポリシーを定めるとし、このうち、教育情報セキュリティ基本方針については、教育委員会の情報セキュリティ対策の基本的な方針として、教育情報セキュリティポリシーの対象、位置付け等を定めるものとする。

○機密性 (confidentiality) : 情報にアクセスすることが認められた者だけが、アクセスできる状態を確保することをいう。

○完全性 (integrity) : 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

○可用性 (availability) : 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

2 定義

(1) 教育情報ネットワーク

教育委員会が所管するコンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 教育情報システム

教育委員会が所管するコンピュータ、ネットワーク及び記録媒体（紙媒体も含む。）で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報資産

教育情報システム、これらに関する施設・設備、外部記録媒体、教育情報システムで取り扱う情報、教育情報システムの仕様書及びネットワーク構成図等のシステム関連文書をいう。

(4) 情報セキュリティ

教育委員会が所管する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(5) 教育情報セキュリティポリシー

本基本方針、教育情報セキュリティ対策基準をいう。

(6) 教職員等

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等に規定する教職員、非常勤職員やそれ以外の教育情報システムを操作及び情報資産の業務に携わる者をいう。

3 教職員等の遵守義務

教職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識をもち、業務の遂行に当たって教育情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

4 情報セキュリティ管理体制

(1) 組織体制

教育委員会が所管する情報資産について、情報セキュリティ対策を推進するため、教育長を最高情報セキュリティ責任者（Chief Information Security Officer）とする管理体制を確立するものとする。

(2) 情報資産の分類

教育委員会の保有する情報資産を重要度に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。

5 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) サイバー攻撃をはじめとする部外者の侵入、不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃、の情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の搾取・内部不正等
- (2) 教職員等又は委託事業者による情報資産の持出、誤操作、アクセスのための認証情報又はパスワードの不適切管理、不正アクセス又は不正行為による漏洩・破壊・盗聴・改ざん・消去等、搬送中の事故等による情報資産の盗難、許可外の端末接続によるデータ漏洩等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

6 情報セキュリティ対策

上記項番5の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織の範囲

本基本方針が適用される組織は、本市小中学校等の組織範囲とする。

(2) 情報資産の範囲と管理

本基本方針が対象とする情報資産は次のとおりとし、情報資産の管理責任を明確にす

るとともに、情報資産のライフサイクルに応じて取るべき管理方法を規定し、セキュリティ対策を講じる。

① 教育情報ネットワーク、教育情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体

② 教育情報ネットワーク及び教育情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

③ 教育情報システム及び教育ネットワーク図等の仕様書・マニュアル等を含む関連文書

（３）物理的セキュリティ

サーバ、情報システム室等、通信回線及び教職員等のパソコン等の管理について物理的な対策を講じる。

（４）人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、教職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

（５）技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

（６）運用

教育情報システムの監視、教育情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、教育情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産への侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時の対応計画を策定する。

7 教育情報セキュリティ監査の実施

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて教育情報セキュリティ監査を実施する。

8 教育情報セキュリティポリシーの見直し

教育情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するために新たに対策が必要となった場合には、教育情報セキュリティポリシーを見直す。

9 教育情報セキュリティ対策基準の策定

上記項番 6，7 及び 8 の対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める教育情報安全対策指針（セキュリティポリシー）対策基準を策定する。

10 教育情報セキュリティ実施手順の策定

教育情報セキュリティ対策基準を遵守して情報セキュリティ対策を実施するために、

個々の情報資産の対策手順等をそれぞれ定める必要がある。そのため、情報資産に対する脅威及び情報資産の重要度に対応する教育情報セキュリティ対策基準の基本的な要件に基づき、各課等長が所掌する情報資産の教育情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、教育情報セキュリティポリシー（教育情報セキュリティ対策基準）及び教育情報セキュリティ実施手順は、公開することにより行政運営に重大な支障を及ぼす恐れのある情報資産であることから非公開とする。

1 1 本基本方針の制定等

この基本方針は令和3年6月1日より実施する。

なお、必要性が生じた場合に本市教育委員会において本基本方針の見直しを行えるものとし、変更が生じた場合は、基本方針に基づき対策基準等の関連文書の見直しを行うこととする。